



平成 26 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 トーモク
代表者名 取締役社長 斎藤 英男
(コード番号3946 東証1部)
問合せ先 常務取締役 内野 貢
TEL(03) 3213-6811

公正取引委員会からの排除措置命令等の受領及びこれらに対する審判請求等について

当社並びに連結子会社の大一コンテナ株式会社及び株式会社トーシンパッケージ(以下、総称して「本件子会社」という。)は、本日、公正取引委員会から下記のとおり排除措置命令及び課徴金納付命令(以下、総称して「本件命令」という。)の写しを受領しましたのでお知らせいたします。

お客様をはじめとした関係者の皆様には多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社グループといたしましては、このような事態を厳粛に受け止め、さらに法令順守の一層の徹底と再発防止に取り組むとともに信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社及び本件子会社は、段ボールシート及び段ボールケースの取引に関して独占禁止法第 2 条第 6 項(不当な取引制限)に該当し、同法第 3 条に違反する行為が認められるとして、違反行為が消滅していることを確認し、以後同様の違反行為が行われないように必要な措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の内訳

納付すべき課徴金の金額	当社	16 億 1,182 万円
	: 大一コンテナ(株)	5,116 万円
	: (株)トーシンパッケージ	2,372 万円
納 付 期 限	: 平成 26 年 9 月 22 日	

3. 今後の対応

本件命令の内容は、本年 4 月 24 日に受領した事前通知の内容と大差なく、依然として当社の判断や解釈と大きく異なる部分があり、承服できないものであることから、当社は、本日開催の取締役会において、当社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第 49 条第 6 項及び同法第 50 条第 4 項の規定に基づき審判を請求することを決議いたしました。また、併せて同法第 70 条の 6 の規定に基づき排除措置命令の執行免除の申立てを行うことも決議いたしました。今後、審判手続において、当社の意見を主張し、公正な判断を求めてまいります。

なお、本件子会社においても審判請求を含めた対応を検討中です。

4. 今後の業績に与える影響

上記金額につきましては、本年 4 月 24 日付け及び同 5 月 7 日付けで公表しましたとおり、平成 26 年 3 月期決算において課徴金引当金を計上しており、当期(平成 27 年 3 月期)の業績予想に変更はありません。

以上